

令和4年11月10日
世田谷保健所
保 育 部
教育委員会事務局

令和5年度以降の食品の放射性物質検査について

1 主旨

区では、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による食品の安全性及び健康への影響に関する区民の不安に対応するため、平成24年度より区独自に食品の放射性物質検査を実施してきた。

国や都道府県、各メーカー等においても検査を実施していること、また、これまでの10年間で基準値を超える検体検出がないこと、検査希望数の減少等を受け、令和5年度以降、食品の放射性物質検査について以下のとおり変更する。

2 変更概要（詳細は別紙のとおり）

- (1) 区内流通食品検査（生活保健課）
→ 休止
- (2) 食品の放射性物質区民検査（健康企画課）
→ 規模縮小
- (3) 区立・私立保育園給食および区立保育園給食食材検査（保育課、保育運営・整備支援課）
→ 規模縮小および一部品目の実施休止
- (4) 学校給食および給食食材検査（学校健康推進課）
→ 規模縮小および一部品目の実施休止

3 変更理由

【共通事項】

- ・厚生労働省が全国15地域で実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性物質の測定を実施している（年2回）。
- ・原発事故から11年経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、対象品目（※）以外から検出される可能性は低い。
※対象品目：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（原子力災害対策本部策定、以下「ガイドライン」という。）により、都内の検査対象品目は野生のきのこ類、野生鳥獣の肉類、原木きのこ類に限定されている。
- ・区独自の取組みを開始してから、10年経過し、区民の意識も変容しており、ここ数年、食品の放射性物質検査に関する相談・問い合わせや、食品の持ち込みはほとんどない。

区内流通食品検査（生活保健課）

- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況等を鑑み、令和2年5月より検査を休止している。休止後も区民からの食品の持ち込みや、相談等がない。
- ・ガイドラインにより指定された対象品目は、区内に採取、狩猟等の該当地にないことに加えて、検査には2kgの対象品目が必要であり、検体の確保が困難である。

区民検査（健康企画課）

- ・令和元年度以降の検査数が1～2件であることから、実態に合わせた運用を行う必要があるため。

区立・私立保育園給食および区立保育園給食食材検査（保育課、保育運営・整備支援課）

- ・区独自の取組みを開始してから、10年経過し、これまでに検出事例がないため。
- ・牛乳については、主に都道府県がモニタリング検査を実施していることに加え、各メーカーでも自主検査を実施したものが、出荷されているため。
- ・麦茶に使用している水道水は、東京都水道局が浄水場の浄水の検査を毎月実施しているため。

学校給食および給食食材検査（学校健康推進課）

- ・区独自の取組みを開始してから、10年経過し、これまでに検出事例がないため。
- ・牛乳は、東京学乳協議会が学校給食用牛乳の放射性物質自主検査を実施しているため。
(昨年度は年5回実施)

4 専門家への意見照会

運用の変更にあたって2名の専門家より意見を徴取した。

専門家	意見
山口一郎氏（国立保健医療科学院生活環境研究部 上席主任研究官）	世田谷区の検査は、リスク管理上、必要性は乏しいので、検査休止・規模縮小は妥当な判断ではないか。判断は、①検査開始時の計画に基づく判断、②これまでに得られた情報に従って事業継続の妥当性を検証、などが考えられる。
堤智昭氏（国立医薬品食品衛生研究所 食品部長）	現在、国全体で放射性物質検査を縮小している中で、世田谷区で検査をする必要性は低いのではないかと。現在、基準値を超える事例は、野生の山菜山野草等で、生産管理出来るものは、果樹であれば高圧洗浄、土壌の入れ替えなどにより基準値を超えることは無くなっている。世田谷区の判断は妥当である。

5 運用の変更にあたっての留意事項

- ・区民の安全・安心確保のため、緊急時の備えとして、給食検査等の実施規模を縮小することによって、検査体制は維持する。
- ・縮小して検査を続けることによって、検査に係る精度管理を維持する。

6 変更時期

令和5年4月1日

変更内容一覧

(1) 区内流通食品検査（生活保健課）

	従来	変更後
検査件数	計36検体 毎月1回（3検体） ※新型コロナウイルス感染症の発生状況等を鑑み、 令和2年5月より検査を休止している。	休止

(2) 食品の放射性物質区民検査（健康企画課）

	従来	変更後
検査枠数	計150枠 原則月曜日（月2～3日） 1日5枠（1枠1時間）	希望する区民と直接日程調整 （1検体1時間）
申し込み方法	せたがやコールを利用 前日と当日の予約のみ試験検査で直接受付	試験検査で直接受付 （せたがやコールは利用しない）

(3) 区立・私立保育園給食および区立保育園給食食材検査

- 区立保育園給食および給食食材検査（保育課）

	従来	変更後
調理済み給食	各区立保育園年6回 （区立保育園46園を23園ずつ交互に実施）	各区立保育園年 2回 （毎月6～8園ずつ実施）
牛乳	各区立保育園年2回	休止
麦茶	各区立保育園年1回	休止
米	各区立保育園年1回 （11月12月に分けて実施）	各区立保育園年1回 （11月12月に分けて実施）
単品検査 （食材）	計80検体 年4回、5園ずつ実施 （5、8、11、2月） 1回につき4品目を20回実施	33検体（目安） 年4回、2～3園ずつ実施 （5、7、10、2月） 1回につき3品目を2～3園ずつ実施

- 私立保育園給食検査（保育運営・整備支援課）

	従来	変更後
調理済み給食	希望する園に対して実施 （令和3年度は245検体）	希望する園に対して実施 235検体※
牛乳	希望する園に対して実施 （令和3年度は67検体）	休止
麦茶	希望する園に対して実施 （令和3年度は48検体）	休止
米	希望する園に対して実施 （令和3年度は26検体）	希望する園に対して実施 25検体※

※希望する園に対して実施しているため、検体件数は変更する上での最高値として設定。

(4) 学校給食および給食食材検査（学校健康推進課）・川場移動教室検査（学務課）

	従来	変更後
調理済み給食	各施設年3回	各施設年 1回
牛乳	月1回 (代表の1校で検査)	休止
米	11月以降 各校年1回	11月以降 各校年1回
単品検査 (食材)	計60検体 (学期につき4品目×5回=20検体) 学期ごと実施 (20検体×3学期=計60検体)	計24検体 (検体4品目×6回=計24検体) 年6回隔月実施 (5, 7, 9, 11, 1, 3月)
川場調理済み食事	3食分×2回	3食分×2回
川場単品検査 (食材)	11検体×2回	11検体×2回